

社保通信をお届けします。 P1.....社会保険委員会からのお知らせ
P2.....令和6年度診療報酬改定結果検証に係る調査の実施について
P3.....「届出状況報告書」と「定例報告書」の提出が必要です

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

社会保険委員会からのお知らせ

- ・ジスロマック錠を処方した日から9日後、症状に改善傾向がみられるようならば、再度の処方が可能です(7月19日に処方した場合は、7月28日以降なら再度の処方可)。
ただし、連休の前などで処方日と飲み始める日が異なる場合はその旨の〔摘要欄〕記載をお願いします。
- ・ジスロマック錠を3日間飲み切る前に下痢等で別の薬剤に切り替えて処方した場合は、その旨を〔摘要欄〕に記載してください。
- ・歯科用CT撮影が条件となっている項目の算定について
 - ▶ Ni-Tiロータリーファイル加算【NRF】(+150点)
 - ▶ 加圧根管充填処置を行った場合の手術用顕微鏡加算【手顕微加】+400点(要施設基準)、
 - ▶ 手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術【根切顕微】2000点(要施設基準)

※ 同一初診中であるか否かを問わず、6ヶ月以上前の歯科用CTを用いた場合、また保険者変更前の歯科用CTを用いた場合は、撮影年月の〔摘要欄〕記載をお願いします。
(例)令和〇年〇月歯科用CT撮影

※ 他の医療機関で、歯科用CT撮影を行った場合は、撮影した医療機関名の〔摘要欄〕記載が必要です。
- ・顎運動関連検査の〔摘要欄〕記載について
少数歯欠損症例において、顎運動関連検査を実施し、当該検査に係る費用を算定する場合、〔摘要欄〕に患者の咬合状態等当該検査の必要性を記載することとなっております。
例にあるように咬合不安定の文言をできるだけ記載してください。
(例)顎運動関連検査必要性:咬合不安定のため

下記項目について県歯HPに掲載しておりますので各自ご確認ください

- ① 振込通知書等のパスワード設定について
- ② 受理通知 郵送による案内について
- ③ 施設基準の届出状況等の報告(定例報告)について
- ④ 「届出状況報告書」と「定例報告書」の提出について
- ⑤ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の算定実績の提供について
- ⑥ 歯科矯正相談料1・2について
- ⑦ レセプトの特記事項欄への「10 第三」の記載等の周知について
- ⑧ 社保の窓 2025年6月27日発 No279(疑義解釈)について

令和6年度診療報酬改定結果検証に係る調査の実施について

日本歯科医師会より標記調査依頼への協力および周知依頼がありました。
この調査は中医協において診療報酬改定の後、その影響・結果の検証作業を行っており、令和6年度改定に関する歯科の調査は、下記3項目が実施されます。
いずれも無作為抽出、自記式調査票を郵送にて配布・回収となっております。

・後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

調査対象の条件	調査の件数
特段の条件なし	1,500件

・医療DXの実施状況調査

調査対象の条件	調査の件数	
医療DX推進体制整備加算の届出あり	電子処方箋対応 <u>あり</u>	200件
	電子処方箋対応 <u>なし</u>	800件
医療DX推進体制整備加算の届出 <u>なし</u>	1,000件	

・かかりつけ歯科医の機能の評価等に関する実施状況調査

調査対象の条件	調査の件数	
口腔機能指導加算 及び 歯科技工士連携加算	<u>いずれも 算定している</u>	500件
	<u>いずれかを 算定している</u>	1,000件
	<u>いずれも 算定していない</u>	1,500件

なお、調査票等につきましては、調査委託業者(PwCコンサルティング合同会社)より調査対象者宛に8月1日に発送されております。

回答期限は上記3点とも令和7年8月29日(金)となっております。

調査対象となった医療機関におかれましては、ぜひ、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

